

農業集落排水維持適正化事業

【平成21年度概算決定額 29（29）百万円】

対策のポイント

供用している農業集落排水施設の安定した機能を確保するため、更新・改造の要否、更新・改造の方法等を調査する診断業務を支援します。

- ・ 農業集落排水施設が長期にわたり安定した能力を発揮するためには、施設の稼働状況及び経年変化に対応し、処理施設等について、適時適切に更新・改造工事を実施する必要があります。
- ・ 処理施設等の機能停止は、住民への影響が甚大なため、あらかじめ施設の稼働状況等を調査診断し、当該施設の更新時期や更新方法などの方策を事前に決定しておくことが必要です。

政策目標

活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築

<事業の内容等>

適正なる維持管理がなされ、供用開始後7年以上経過した農業集落排水施設のうち、安定した施設機能の確保のために、施設の更新・改造の要否、更新・改造のための方法等についての調査診断に対して支援を行うものです。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県土地改良事業団体連合会等
2. 補助率 1/2
3. 事業実施期間 平成6年度～

【担当】農村振興局農村整備官

糸賀・近藤 (03)3501-3748 (直)